

【様式第2号】

全体行政コスト計算書

自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	308,638
業務費用	120,209
人件費	30,737
職員給与費	23,325
賞与等引当金繰入額	2,114
退職手当引当金繰入額	915
その他	4,383
物件費等	80,728
物件費	37,035
維持補修費	1,889
減価償却費	19,139
その他	22,665
その他の業務費用	8,744
支払利息	3,233
徴収不能引当金繰入額	819
その他	4,691
移転費用	188,429
補助金等	113,828
社会保障給付	74,248
他会計への繰出金	-
その他	354
経常収益	66,919
使用料及び手数料	60,701
その他	6,218
純経常行政コスト	△ 241,720
臨時損失	2,561
災害復旧事業費	-
資産除売却損	1,746
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	815
臨時利益	944
資産売却益	706
その他	238
純行政コスト	△ 243,336

全体純資産変動計算書

自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日

(単位:百万円)

科目	合計	固定資産 等形成分	
		余剰分 (不足分)	
前年度末純資産残高	724,958		
純行政コスト(△)	△ 243,336		△ 243,336
財源	252,264		252,264
収等	166,253		166,253
国県等補助金	86,011		86,011
本年度差額	8,928		8,928
固定資産等の変動(内部変動)			
有形固定資産等の増加			
有形固定資産等の減少			
貸付金・基金等の増加			
貸付金・基金等の減少			
資産評価差額	-		
無償所管換等	△ 1,820		
その他	-		
本年度純資産変動額	7,108		
本年度末純資産残高	732,066	1,078,931	△ 346,865

全体資金収支計算書

自 平成29年4月1日

至 平成30年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	286,043
業務費用支出	97,597
人件費支出	30,344
物件費等支出	62,145
支払利息支出	3,233
その他の支出	1,874
移転費用支出	188,446
補助金等支出	113,844
社会保障給付支出	74,248
他会計への繰出支出	-
その他の支出	354
業務収入	313,281
税収等収入	162,786
国県等補助金収入	83,481
使用料及び手数料収入	60,591
その他の収入	6,422
臨時支出	812
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	812
臨時収入	182
業務活動収支	26,607
【投資活動収支】	
投資活動支出	23,374
公共施設等整備費支出	19,062
基金積立金支出	3,417
投資及び出資金支出	18
貸付金支出	910
その他の支出	△ 33
投資活動収入	11,206
国県等補助金収入	4,833
基金取崩収入	1,548
貸付金元金回収収入	958
資産売却収入	2,941
その他の収入	926
投資活動収支	△ 12,168
【財務活動収支】	
財務活動支出	31,717
地方債償還支出	30,927
その他の支出	790
財務活動収入	22,870
地方債発行収入	22,870
その他の収入	-
財務活動収支	△ 8,847
本年度資金収支額	5,591
前年度末資金残高	32,747
本年度末資金残高	38,338

前年度末歳計外現金残高	2,463
本年度歳計外現金増減額	23
本年度末歳計外現金残高	2,486
本年度末現金預金残高	40,824

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 取得原価
ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
- ア 昭和59年度以前に取得したもの 再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1円としています。
- イ 昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの 取得原価
取得原価が不明なもの 再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1円としています。
- ② 無形固定資産 取得原価
ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの 取得原価
取得原価が不明なもの 再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券 償却原価法(定額法)
- ② 満期保有目的以外の有価証券
ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
イ 市場価格のないもの 取得原価(又は償却原価法(定額法))
- ③ 出資金
ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
イ 市場価格のないもの 出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	6年～50年
工作物	5年～75年
物品	2年～20年

- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

(ソフトウェアについては、本市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています)

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

- ② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

- ③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

- ④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

- ⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(尼崎市財務規則において、保証金その他の担保に充てることができる有価証券をいいます)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体(会計)については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体(会計)の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3カ月を超えない連結対象団体については、当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。また、決算日と連結決算日との差異が3カ月を超える連結対象団体については仮決算を行うこととしていますが、該当する連結対象団体はありません。

2 重要な会計方針の変更等

・水道事業会計について

退職給付引当金の会計基準変更時差異1,154,388,411円については、平成26年度から10年間で費用処理していたが、平成30年4月に公営企業局として組織統合するにあたり経営の状況を踏まえ、各事業の会計方針の統一を図るため、一括計上することとし、特別損失として808,071,887円を費用処理した。

この結果、当事業年度の営業利益及び経常利益が115,438,841円増加し、当年度純利益が、692,633,046円減少するとともに、退職給付引当金が692,633,046円増加し、利益剰余金が減少した。

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

駐車場事業費について、平成30年度から特別会計を廃止し、駐車場事業費に帰属する資産については、一般会計へ組み入れることとしています。

一般会計に組み入れる資産は平成29年度期末簿価で14億71百万円です。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務等に対し、保証等を行っています。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
社会福祉法人 阪神福祉事業団	-	42百万円	-	42百万円
丹波少年自然の家	-	28百万円	-	28百万円
兵庫県信用保証協会	-	6百万円	-	6百万円
尼崎市土地開発公社	-	-	331百万円に 利子相当額	331百万円に 利子相当額
合計	-	76百万円	331百万円に 利子相当額	407百万円に 利子相当額

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

事件番号	事件名	請求金額	事件の概要
① 神戸地方裁判所 尼崎支部平成28 年(ワ)第662号	損害賠償請求事件	110万円及びこれに対する本訴状送達日の翌日から支払い済みに至るまで年5%の割合による金員	原告らは、尼崎市長ないし尼崎市保健所長が精神疾患を有する訴外人に対して精神保健法上必要な措置を講じない違法行為により当該訴外人による不法行為の被害を受けて精神的損害を被ったとして、同被告に対しその損害の賠償を求めるほか、相被告らに対して損害の賠償を求めて提訴したもの

	<p>② 神戸地方裁判所 平成29年(行ウ) 第93号</p>	<p>建築基準法第42条 第2項に基づく包括 指定処分不存在確 認等請求事件</p>	<p>5446万円及び これに対する 訴状送達の翌 日から支払済 みまで年5% の割合による 金員</p>	<p>原告は、その所有する建物の敷地の隣接地について、建築基準法に基づく2項道路包括指定の要件を満たさないのに被告職員が当該要件を満たすとして取り扱っているため事実上当該建物を建て替えできなくなっていることから、逸失利益、将来の増加費用、慰謝料相当額の損害を被ったとして、当該土地が包括指定処分の対象とならないことの確認及び損害の賠償を求めて提訴したもの</p>
--	---	--	---	---

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 全体財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

国民健康保険事業費

地方卸売市場事業費

育英事業費

農業共済事業費(農作物共済勘定及び業務勘定)

公共用地先行取得事業費

公害病認定患者救済事業費

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

青少年健全育成事業費

介護保険事業費

後期高齢者医療事業費

駐車場事業費

水道事業費

工業用水道事業費

下水道事業費

モーターボート競走事業費

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	1,103,155	固定負債	366,143
有形固定資産	1,064,131	地方債等	270,561
事業用資産	525,477	長期未払金	1,951
土地	349,849	退職手当引当金	25,997
立木竹	-	損失補償等引当金	76
建物	420,586	その他	67,557
建物減価償却累計額	△ 260,291	流動負債	49,379
工作物	42,290	1年内償還予定地方債等	37,463
工作物減価償却累計額	△ 32,160	未払金	6,841
船舶	21	未払費用	34
船舶減価償却累計額	△ 17	前受金	128
浮標等	-	前受収益	51
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	2,232
航空機	-	預り金	2,595
航空機減価償却累計額	-	その他	37
その他	690		
その他減価償却累計額	△ 495	負債合計	415,522
建設仮勘定	5,005	【純資産の部】	
インフラ資産	531,417	固定資産等形成分	1,117,462
土地	303,670	余剰分(不足分)	△ 365,122
建物	39,315	他団体出資等分	3,064
建物減価償却累計額	△ 22,727		
工作物	433,626		
工作物減価償却累計額	△ 250,196		
その他	78,044		
その他減価償却累計額	△ 52,554		
建設仮勘定	2,240		
物品	33,881		
物品減価償却累計額	△ 26,643		
無形固定資産	8,774		
ソフトウェア	391		
その他	8,383		
投資その他の資産	30,250		
投資及び出資金	2,095		
有価証券	558		
出資金	1,518		
その他	19		
長期延滞債権	6,587		
長期貸付金	122		
基金	16,064		
減債基金	-		
その他	16,064		
その他	6,400		
徴収不能引当金	△ 1,019		
流動資産	67,770		
現金預金	47,759		
未収金	4,781		
短期貸付金	22		
基金	14,285		
財政調整基金	6,240		
減債基金	8,045		
棚卸資産	742		
その他	644		
徴収不能引当金	△ 464		
繰延資産	-		
資産合計	1,170,925	純資産合計	755,403
		負債及び純資産合計	1,170,925

連結行政コスト計算書

自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	374,402
業務費用	139,468
人件費	35,238
職員給与費	26,396
賞与等引当金繰入額	2,268
退職手当引当金繰入額	1,066
その他	5,508
物件費等	86,998
物件費	39,419
維持補修費	2,379
減価償却費	21,593
その他	23,607
その他の業務費用	17,232
支払利息	3,568
徴収不能引当金繰入額	819
その他	12,845
移転費用	234,933
補助金等	160,236
社会保障給付	74,248
その他	449
経常収益	84,650
使用料及び手数料	64,519
その他	20,131
純経常行政コスト	△ 289,751
臨時損失	3,125
災害復旧事業費	-
資産除売却損	2,132
損失補償等引当金繰入額	-
その他	993
臨時利益	1,211
資産売却益	903
その他	308
純行政コスト	△ 291,665

連結純資産変動計算書

自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日

(単位:百万円)

科目	合計			
		固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	他団体出資等 分
前年度末純資産残高	743,049			
純行政コスト(△)	△ 291,665		△ 291,665	-
財源	300,601		300,601	-
税収等	190,228		190,228	-
国県等補助金	110,374		110,374	-
本年度差額	8,936		8,936	-
固定資産等の変動(内部変動)				
有形固定資産等の増加				
有形固定資産等の減少				
貸付金・基金等の増加				
貸付金・基金等の減少				
資産評価差額	-			
無償所管換等	△ 1,820			
他団体出資等分の増加	-			
他団体出資等分の減少	-			
比例連結割合変更に伴う差額	△ 245			
その他	5,484			
本年度純資産変動額	12,354			
本年度末純資産残高	755,403	1,117,462	△ 365,122	3,064

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 取得原価
ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの 再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの 取得原価
取得原価が不明なもの 再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1円としています。

- ② 無形固定資産 取得原価
ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの 取得原価
取得原価が不明なもの 再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券 償却原価法(定額法)

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
イ 市場価格のないもの 取得原価(又は償却原価法(定額法))

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
イ 市場価格のないもの 出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	6年～50年
工作物	5年～75年
物品	2年～20年

- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています)

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

- ② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

- ③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

- ④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

- ⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(尼崎市財務規則において、保証金その他の担保に充てることができる有価証券をいいます)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体(会計)については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体(会計)の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3カ月を超えない連結対象団体については、当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。また、決算日と連結決算日との差異が3カ月を超える連結対象団体については仮決算を行うこととしていますが、該当する連結対象団体はありません。

2 重要な会計方針の変更等

・水道事業会計について

退職給付引当金の会計基準変更時差異1,154,388,411円については、平成26年度から10年間で費用処理していたが、平成30年4月に公営企業局として組織統合するにあたり経営の状況を踏まえ、各事業の会計方針の統一を図るため、一括計上することとし、特別損失として808,071,887円を費用処理した。

この結果、当事業年度の営業利益及び経常利益が115,438,841円増加し、当年度純利益が、692,633,046円減少するとともに、退職給付引当金が692,633,046円増加し、利益剰余金が減少した。

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

駐車場事業費について、平成30年度から特別会計を廃止し、駐車場事業費に帰属する資産については、一般会計へ組み入れることとしています。

一般会計に組み入れる資産は平成29年度期末簿価で14億71百万円です。

4 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

	事件番号	事件名	請求金額	事件の概要
①	神戸地方裁判所 尼崎支部平成28 年(ワ)第662号	損害賠償請求事件	110万円及び これに対する 本訴状送達日 の翌日から支 払い済みに至 るまで年5%の 割合による金 員	原告らは、尼崎市長ないし尼崎市保健所長が精神疾患を有する訴外人に対して精神保健法上必要な措置を講じない違法行為により当該訴外人による不法行為の被害を受けて精神的損害を被ったとして、同被告に対しその損害の賠償を求めるほか、相被告らに対して損害の賠償を求めて提訴したもの
②	神戸地方裁判所 平成29年(行ウ) 第93号	建築基準法第42条 第2項に基づく包括 指定処分不存在確 認等請求事件	5446万円及び これに対する 訴状送達の翌 日から支払済 みまで年5% の割合による 金員	原告は、その所有する建物の敷地の隣接地について、建築基準法に基づく2項道路包括指定の要件を満たさないのに被告職員が当該要件を満たすとして取り扱っているため事実上当該建物を建て替えできなくなっていることから、逸失利益、将来の増加費用、慰謝料相当額の損害を被ったとして、当該土地が包括指定処分の対象とならないことの確認及び損害の賠償を求めて提訴したもの

5 追加情報

(1)財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 連結財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

国民健康保険事業費

地方卸売市場事業費

育英事業費

農業共済事業費(農作物共済勘定及び業務勘定)

公共用地先行取得事業費

公害病認定患者救済事業費

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

青少年健全育成事業費

介護保険事業費

後期高齢者医療事業費

駐車場事業費

水道事業費

工業用水道事業費

下水道事業費

モーターボート競走事業費

丹波少年自然の家

阪神水道企業団

兵庫県競馬組合

後期高齢者医療広域連合

尼崎市土地開発公社

社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団

公益財団法人 尼崎健康医療財団

公益財団法人 口腔衛生センター

公益財団法人 尼崎市文化振興財団

公益財団法人 尼崎市地域産業活性化機構

公益財団法人 尼崎環境財団

公益財団法人 尼崎緑化公園協会

公益財団法人 尼崎市スポーツ振興事業団

株式会社 エーリック

アミング開発 株式会社

尼崎都市開発 株式会社

尼崎中高年事業 株式会社

尼崎交通事業振興 株式会社

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。